

新型コロナウイルス感染症の影響等に係る対応について

令和2年 12月1日
長野労働局

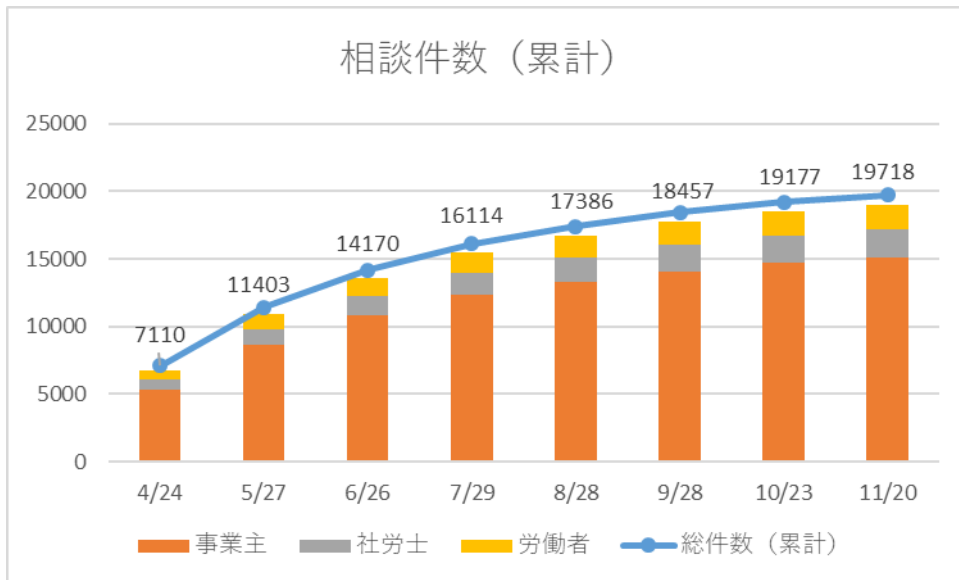
1 企業、労働者からの相談等への対応

令和2年2月14日以降、長野労働局（雇用環境・均等室）、県内各労働基準監督署及び各ハローワーク（公共職業安定所・同出張所）に、「特別労働相談窓口」を設置。

企業、労働者等からの問い合わせ・相談に応じるとともに、解雇・雇止めに関する情報があつた事案に対して、再就職支援や啓発指導を実施。

(1) 相談状況について ※令和2年11月20日時点の累計

19,718件（事業主 15,094件、社会保険労務士 2,040件、労働者 1,870件など）



※カッコ内 10月23日時点との差

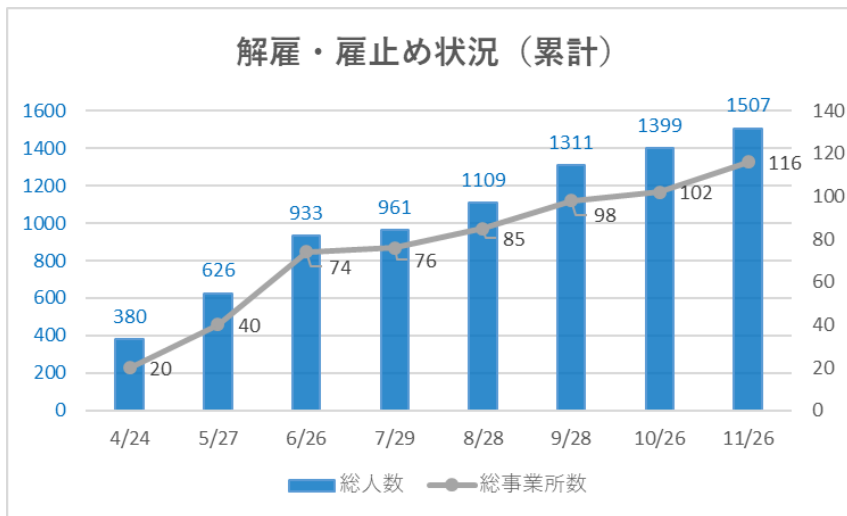
相談内容（累計）	解雇・雇止め	637 (+23)	安全衛生	233 (+2)
雇用調整助成金等	小学校等休業助成金	522 (0)	賃金	292 (+13)
休業手当等	休暇	344 (+12)	他	988

相談業種（累計）	宿泊	2,024 (+44)	労働者派遣	534 (+14)
製造	卸・小売	1,398 (+33)	医療・福祉	393 (+8)
飲食	運輸	724 (+15)	旅行	174 (+8)

(2) 解雇・雇止め状況について（ハローワーク、需給調整事業室把握のもの、見込み含む）

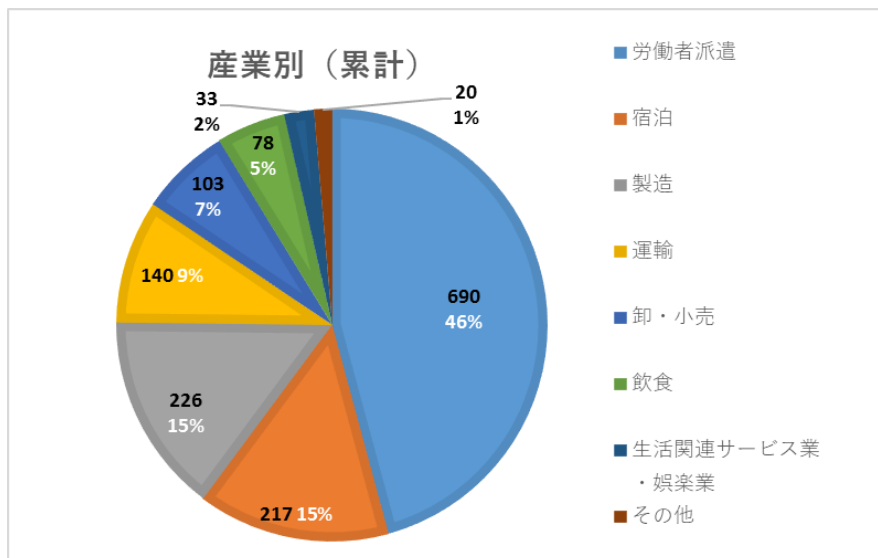
※令和2年11月26日時点の累計

116事業所、1,507人



【産業別】（カッコ内 10月26日時点との差）

労働者派遣業 46事業所・690人(+2)、 宿泊業 16事業所・217人(+9)、
 製造業 21事業所・226人(+64)、 運輸業 7事業所・140人(+12)、
 卸・小売業 6事業所・103人(+6)、 飲食業 8事業所・78人(+14)、
 生活関連サービス業・娯楽業 4事業所・33人(0)、 医療・福祉業 3事業所・10人(0)、
 建設業 1事業所・3人(0)、 旅行業 1事業所・3人(0)、
 不動産業 1事業所・2人(0)、 教育・学習業 1事業所・1人(0)、
 情報通信業 1事業所1人



【地域別】

北信 23事業所・291人 (+1)、 東信 16事業所・238人 (+22)、
 中信 40事業所・475人 (+15)、 南信 37事業所・503人 (+70)

(3) 解雇・雇止め等に対する法令遵守、紛争防止のための個別の啓発指導について

※令和2年11月26日現在の集計値

労働基準監督署では、解雇等のおそれのある事業場に対する法令遵守等及び各種助成金の活用を含めた啓発指導を行った。

把握件数 202事業所、うち啓発指導実施件数 193事業所

2 雇用調整助成金の特例措置の拡大等による雇用の維持・確保等

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける全ての労働者が安心して働くことができるよう、助成金制度を活用した雇用の維持・確保等を要請。

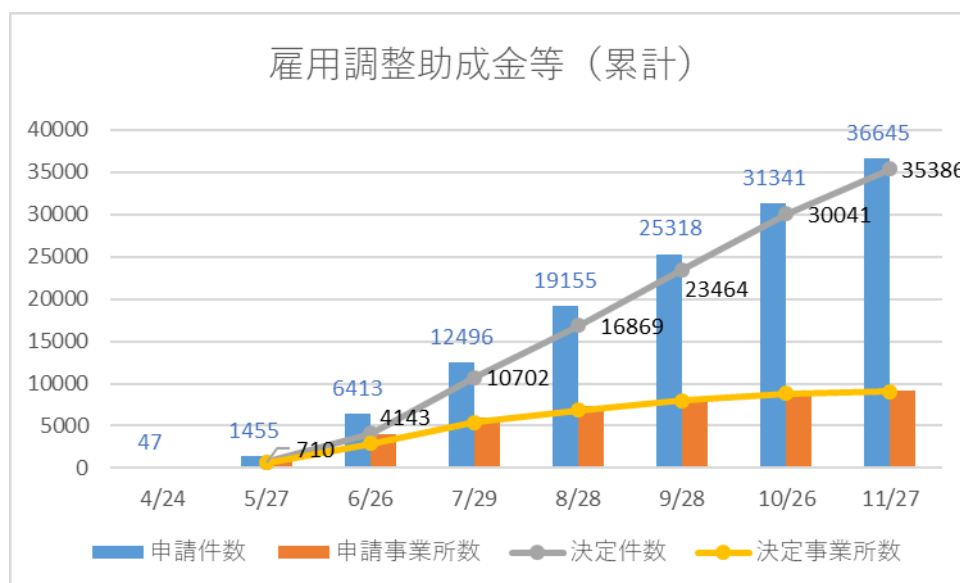
○雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金

特例措置の拡充、申請書類簡素化、上限額引上げ、迅速な支給決定
特例措置期間延長（令和2年12月末日→令和3年2月末日まで）

◆申請等の状況 ※令和2年11月27日時点の累計（事業所数は延べ数）

支給申請 36,645 件（9,158 事業所）

支給決定 35,386 件（9,070 事業所）



<参考>

雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金を除く）の産業別「支給決定」件数

※令和2年11月20日時点の累計（カッコ内10月23日時点との差）

26,720 件

【産業別】 製造業 9,659 件（+1,554）、卸・小売業 3,790 件（+510）、
飲食業 3,069 件（+386）、宿泊業 2,273 件（+250）、
生活関連サービス業・娯楽業 2,002 件（+237）、
運輸業 1,199 件（+164）、医療福祉 778 件など

◆支給決定金額 ※令和2年11月27日時点の累計

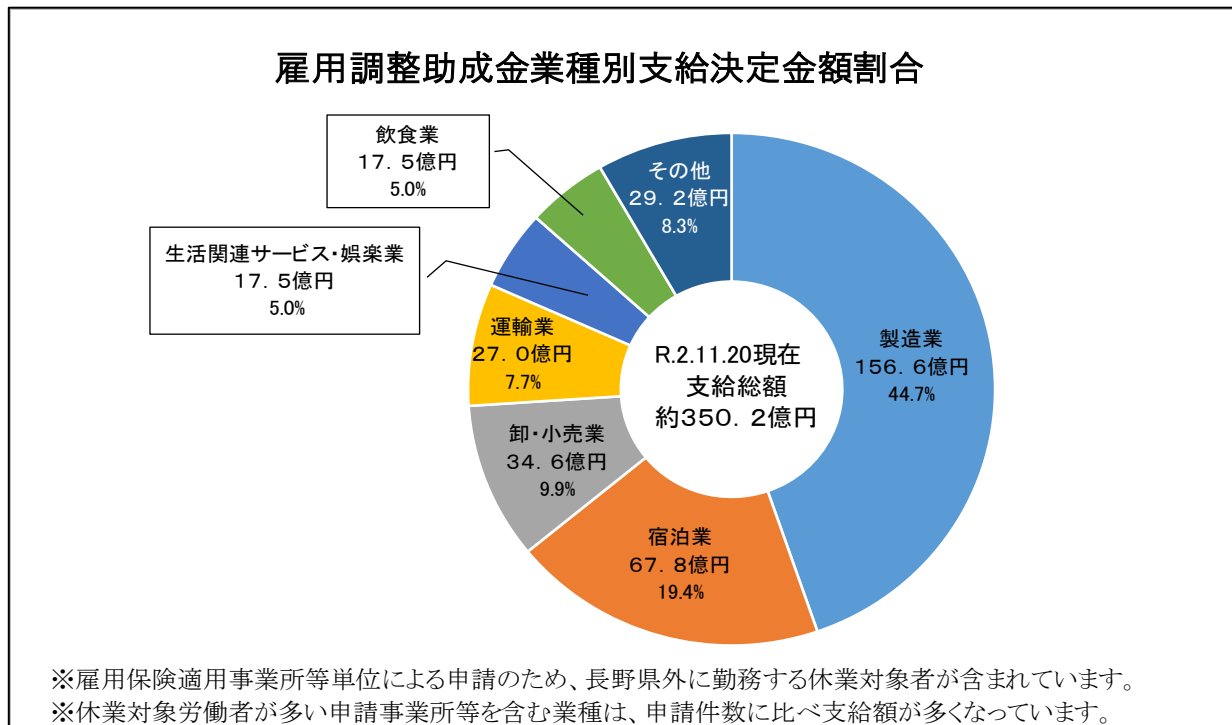
約 380.5 億円（雇用調整助成金約 357.8 億円 緊急雇用安定助成金約 22.7 億円）

〈全国 約 2 兆 2965.6 億円〉

<参考>

雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金除く）業種別支給決定金額割合
（令和2年11月20日時点）

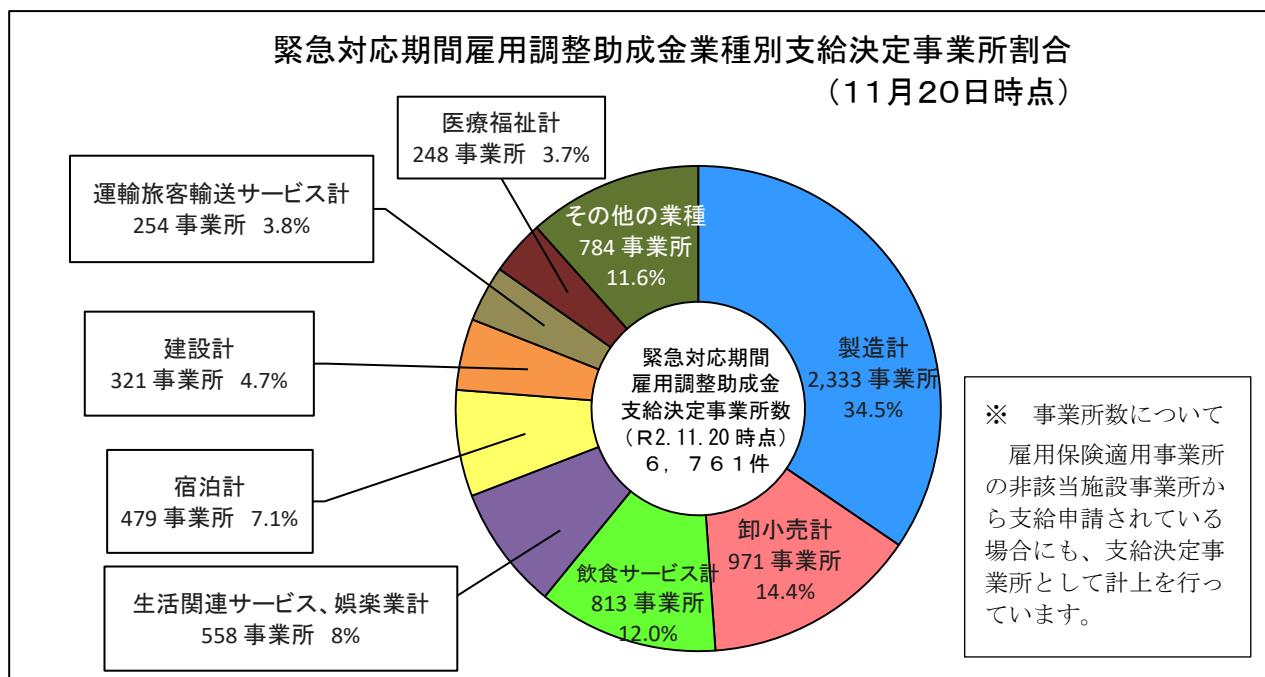
【産業別】 製造業 44.7%、宿泊業 19.4%、卸・小売業 9.9%、運輸業 7.7%、
生活関連サービス・娯楽業 5.0%、飲食業 5.0%など



<参考>

雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金除く）業種別支給決定事業所割合
（令和2年11月20日時点）

【産業別】 製造業 34.5%、卸・小売業 14.4%、飲食サービス業 12.0%、
生活関連サービス・娯楽業 8.0%、宿泊業 7.1%、建設業 4.7%、運
輸旅客輸送サービス業 3.8%、医療福祉 3.7%など



○新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

休業対象期間延長（令和2年12月末日→令和3年2月末日まで）

◆申請等の状況

※令和2年7月10日申請受付開始～11月26日まで（カッコ内10月26日時点との差）
支給申請 7,010件（+989） 支給決定 5,849件（+1,735）

○新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金

休業対象期間の延長（令和2年12月末日→令和3年2月末日まで）

◆申請等の状況＜全国＞

※※令和2年3月18日申請受付開始～11月20日まで（カッコ内10月23日時点との差）
申請件数：約163,200件（+9,700） 支給決定件数：141,748件（+8,171）

○新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金

制度整備・周知期限の延長（令和2年12月末日→令和3年1月末日まで）

◆申請等の状況＜全国＞

※令和2年6月15日申請受付開始～11月20日まで（カッコ内10月23日時点との差）
申請件数：約1,838件（+550） 支給決定件数：1,381件（+444）

○新型コロナウイルス感染症に関する介護離職防止（休暇取得）支援助成金

3 求人確保対策本部の設置、求人確保連絡会議による求人確保

求人的大幅減少に対応するとともに、労働市場の活性化を図るべく、令和2年9月7日、県内14のハローワークに求人確保本部を設置、ハローワーク管内ごとに「求人確保連絡会議」（各労働基準監督署・自治体・経済団体等により構成）を開催。

	第1回	第2回
ハローワーク長野管内	9月28日	12月24日
ハローワーク松本管内	9月30日	12月3日
ハローワーク上田管内	9月28日	12月9日
ハローワーク飯田管内	10月2日	12月2日
ハローワーク伊那管内	10月5日	12月2日
ハローワーク篠ノ井管内	9月16日	11月19日
ハローワーク飯山管内	10月6日	12月22日
ハローワーク木曾管内	9月23日	12月16日
ハローワーク佐久管内	9月29日	12月11日
ハローワーク小諸管内	9月28日	12月11日
ハローワーク大町管内	10月8日(大町市) 10月14日(白馬村・小谷村) 10月20日(池田町・松川村)	12月18日(大町市) 12月14日(白馬村・小谷村) 12月4日(池田町・松川村)
ハローワーク須坂管内	10月2日	12月21日
ハローワーク諏訪管内	9月30日	12月15日
ハローワーク岡谷管内	9月30日	12月15日

4 その他

・「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理」について、経済団体等99団体あて要請（4、5、8、12月※）

※12月の要請では、「感染リスクが高まる『5つの場面』」を追加したほか、チェックリストについて、冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気方法についてのチェック項目を追加

職場における新型コロナウイルス感染症への 感染予防及び健康管理について

事業者及び労働者の皆様におかれては、以下の取組事項を参照の上、①集団感染の早期封じ込め、②基本的な感染予防の徹底に率先して取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、取組に当たっては、別添3の「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」、別添4の「新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合における衛生上の職場の対応ルール（例）」もご活用ください。

併せて、長野労働局ホームページにおいても、別添1～4のデータを含め、新型コロナウイルス関連の情報掲載しておりますので、併せてご活用ください。

1 労務管理の基本的姿勢

職場における感染防止対策のため、在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤、オンライン会議等の**人との接触を低減する取組を推進**してください。また、業種事に策定された感染拡大予防ガイドラインの実践等の感染防止のための取組とともに、「**3つの密**」を避ける行動の徹底や感染リスクが高まる「**5つの場面**」の周知に努めてください。

その際、労働者の理解や協力を得つつ、事業者が主体となって取組を実施するに当たっては、特に以下の（1）から（5）に留意してください。

（1）職場における感染防止の進め方

事業者、労働者それぞれが、職場内外での感染防止行動の徹底について正しい知識を持って、実態に即した対策に取り組むことが必要です。このため、**①労働衛生管理体制の再確認、②換気の徹底等の作業環境管理、③職場の実態に応じた作業管理、④手洗いの励行等の感染予防に関する基本的な知識も含めた労働衛生教育、⑤日々の体調管理等を含む健康管理**などの取組を実施してください。

（2）テレワークの積極的な活用

テレワーク相談センターにおける**相談支援**、労働時間管理の留意点等をまとめた**ガイドライン**など、必要な施策を活用いただきながら、取組を進めてください。

（3）感染リスクが高まる「5つの場面」の周知等

新型コロナウイルス感染症の伝播は、主にクラスターを介して拡大することから、クラスター連鎖をしっかりと抑えるため、別添1の「**感染リスクが高まる『5つの場面』**」について、労働者に周知を行ってください。

また、新しい生活様式の定着に向けて、別添2の「**新しい生活様式(生活スタイル)の実践例**」等を活用して、労働者に周知を図ってください。

併せて、接触確認アプリ（COCOA）のインストールを勧奨してください。

（4）雇用調整助成金等を活用した休業の実施

労働者を休業させるときは、労使がよく話し合って労働者の不利益の回避に努めてください。なお、緊急事態宣言や要請などがある場合でも、一律に休業手当の支払い義務が免除されるものではありません。

また、事業主が労働者を休業させ、その分の休業手当を支払った場合、**雇用調整助成金等**（各種拡充の内容等詳細等は別途パンフレット参照）の活用を含め、労使が協力して、安心して休業できる体制を整えてください。

（5）子どもの世話や家族の介護が必要な労働者のための有給の休暇制度の導入

子どもの世話や家族の介護を行う必要性が生じた労働者が、必要な場合に安心して休むことができるよう、**小学校休業等対応助成金**や**両立支援等助成金**（ともに詳細は別途パンフレット参照）を積極的に活用してください。



2 職場における感染予防対策の徹底について

別添3の「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト**」や(独)労働者健康安全機構HPで公表されている動画教材「**職場における新型コロナウイルス感染症予防対策を推進するためのポイント**」等を活用し、**事業場の実態に即した、実行可能な感染拡大防止対策**を検討し、全ての労働者に共有してください。

その際、特に外国人労働者が感染防止対策を正しく理解して、安心して働くことができるように、外国人労働者一人ひとりの状況に応じた配慮をしてください。

また、感染防止対策の検討に当たっては、安全衛生委員会、衛生委員会、産業医^{※1}、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等が設置・選任されている場合、有効活用するとともに、労働衛生の担当者に対策の検討や実施への関与を求めてください^{※2}。

このほか、以下のように**冬場に適した換気を実施**してください(詳細は別途リーフレット参照)。

冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

① 窓の開放による方法

- ・ 居室の温度・相対湿度を18℃以上かつ40%以上に維持できる範囲内で暖房器具を使用しながら、一方向の窓を常時開けて、連続的に換気
- ・ 居室の温度・相対湿度を18℃以上かつ40%以上に維持しようとする窓を十分に開けられない場合、窓からの換気と併せて、可搬式の空気清浄機を併用

② 機械換気(空気調和設備、機械換気設備)による方法

- ・ 機械換気設備等の外気取り入れ量を調整し、必要換気量(30m³/h・人)を確保
- ・ 冷暖房設備等により居室の温度・相対湿度を18℃以上・40%以上に維持

※1 産業医等の主な役割は以下のとおりです。

- ・ 医学情報の収集と職場への情報提供
- ・ 職場における感染予防対策に関する医学的妥当性の検討と助言
- ・ 職場における感染予防対策及び管理方法に関する教育・訓練の検討と調整
- ・ 従業員の健康状態にあわせた配慮の検討と実施
- ・ 事業場に感染者(疑い例含む)が出た場合の対応
- ・ 職場における従業員のメンタルヘルスへの配慮
- ・ 職場における段階的な措置の解除に関する医学的妥当性の検討と助言
- ・ 職場における中・長期的な対策に関する医学的妥当性の検討と助言

出典:「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」

(5.11(8.11最終改訂)(一社)日本渡航医学会及び(公財)日本産業衛生学会公表)

※2 安全衛生委員会、衛生委員会、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者等を設置・選任していない事業場については、長野産業保健総合支援センターにおいて、メールや電話による相談の受付、各種情報提供等を行っているので、活用をご検討ください。

3 配慮が必要な労働者等への対応について

冬には、季節性インフルエンザ等、発熱や咳を起こす感染症が流行しやすくなり、こうした感染症と新型コロナウイルス感染症の症状は非常に似ています。このため、発熱、咳などの**風邪症状が見られる労働者については、以下のとおり感染の可能性を考えた労務管理**を行ってください。その際、**高齢者や基礎疾患がある方、妊娠している方[※]**は、本人の申出及び産業医等の意見を踏まえ、テレワークや時差出勤などの感染予防のための就業上の配慮を行ってください。

- ・ 発熱、咳等の風邪症状がみられる労働者への出勤免除等とその間の外出自粛勧奨
- ・ 労働者を休業させる場合の賃金の取扱いについて、労使での十分な話し合い等
- ・ 発熱等が生じた場合、まずはかかりつけ医等地域医療機関への電話相談を促す
- ・ 相談先に迷う場合、受診・相談センターに電話で相談し、指示に従うよう促す

※ 母子保健法の保健指導又は健康診査に基づき、その作業に係る新型コロナウイルス感染症に係る心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、医師又は助産師から指導を受け、それを事業主に申し出た場合には、この指導に基づき、作業の制限等の措置を講じる必要があります。この措置により休暇を取得させた事業主への助成(別途パンフレット参照)も、積極的にご活用ください。

4 新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合の対応について

(1) 衛生上の職場の対応ルールについて

職場に新型コロナウイルス陽性者等が発生した場合に備え、以下の項目を盛り込んだルールを作成し、労働者に周知してください。この際、別添4の「**新型コロナウイルスの陽性者等が発生した場合における衛生上の職場の対応ルール(例)**」を適宜参考にしてください。

- ・ 陽性者等から事業者への報告に関する事(報告先の部署、担当者、情報取扱等)
- ・ 保健所との連携に関する事(担当部署、担当者、陽性者と接触した方の対応等)
- ・ 職場の消毒等が必要になった場合の対応に関する事
- ・ 陽性者等の職場復帰時の対応に関する事
- ・ 労働者が陽性者等になったことをもって、解雇等の不利益取扱を行わないこと
- ・ その他(休業や賃金の取扱等)

なお、陽性者への対応に当たっては、以下の点にも注意してください。

- 労働者が就業中に新型コロナウイルス感染症に感染・発症し、休業した場合には、**労働者死傷病報告の提出が必要**となります(詳細は別途パンフレット参照)。
- 勤務再開に当たっては医療保健関係者による健康状態の確認を経ているため、**病院や保健所に改めて各種証明を請求することはお控えください。**

(2) 労災補償について

労働者が業務に起因して新型コロナウイルスに感染したものと認められる場合には、労災保険給付の対象となります。

また、**患者の診療若しくは看護の業務又は介護の業務等に従事する医師、看護師、介護従事者等**が感染した場合には、業務外で感染したことが明らかである場合を除き、**原則として労災保険給付の対象**となります。

5 新型コロナウイルス感染症に対する正しい情報の収集等

国、地方自治体、公益性の高い学術学会等がHP等を通じて提供している最新の情報を収集し、必要に応じ感染拡大防止のための知識・知見等を労働者に周知してください。その際、

- ・ 新型コロナウイルスに関する事も含めて、メンタルヘルス不調、過重労働による健康相談等についての電話やメールによる相談を受け付ける「こころの耳」や精神保健福祉センター等のメンタルヘルスに関する相談窓口
- ・ (必要に応じて)DVや児童虐待に関する相談などの窓口

についても、併せて労働者に周知してください。

また、新型コロナウイルスに感染したことを理由とした人格を否定するような言動等は、職場におけるパワーハラスメントに該当する場合がありますので、言動に注意を払うよう、労働者に周知してください。

なお、新型コロナウイルス感染症に関する個別の労働紛争があった場合は、労働局の総合労働相談コーナーにおいて相談を受け付けていることも、併せて周知してください。

厚労省 コロナ

検索



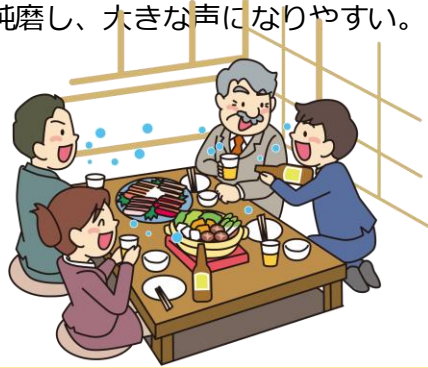
労働基準監督署の問合せ先一覧

署名	電話番号	署名	電話番号
長野労働基準監督署	026(474)9938	中野労働基準監督署	0269(22)2105
松本労働基準監督署	0263(44)1252	小諸労働基準監督署	0267(22)1760
岡谷労働基準監督署	0266(22)3454	伊那労働基準監督署	0265(72)6181
上田労働基準監督署	0268(22)0338	大町労働基準監督署	0261(22)2001
飯田労働基準監督署	0265(22)2635	長野労働局健康安全課	026(223)0554

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で注意力が低下する。また、聴覚が鈍磨し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用は感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、例えば深夜のはしご酒では、昼間の通常の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- また大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケや野外のバーベキューでの事例が確認されている。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用施設での事例が確認されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での事例が確認されている。車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
 - 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
 - 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



密集回避

密接回避

密閉回避

換気

咳エチケット

手洗い

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

別添 3

- 1 このチェックリストは、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。
- 2 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分というわけではありません。職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に実施いただくことが大切です。
- 3 確認した結果は、衛生委員会等に報告し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に繋げてください。また、その結果について全ての労働者が確認できるようにしてください。衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。
- ※ 都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

項	目	確認
1	感染予防のための体制	
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ
	・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。(衛生管理者、衛生推進者など)	はい・いいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを管理監督者に教育している。	はい・いいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
2	感染防止のための基本的な対策	
	(1) 感染防止のための3つの基本：(1)身体的距離の確保、(2)マスクの着用、(3)手洗い	
	・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。	はい・いいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
	・外出時、屋外にいるときや会話をするときに、症状がなくてもマスクの着用を求めている。※熱中症のリスクがある場合には、6についても確認してください。	はい・いいえ
	・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うことを求めている。(手指消毒薬の使用も可)	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
	(2) 三つの密の回避等の徹底	
	・三つの密(密集、密接、密閉)を回避する行動について全員に周知し、職場以外も含めて回避の徹底を求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
	(3) 日常的な健康状態の確認	
	・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・出勤時等に、全員の日々の体調(発熱やだるさを含む風邪症状の有無、味覚や嗅覚の異常の有無等)を確認している。	はい・いいえ
	・体調不良時には正直に申告しやすい雰囲気を作成し、体調不良の訴えがあれば勤務させないこと、正直に申告し休むことで不利益な扱いにしないことを、職場で確認している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
	(4) 一般的な健康確保措置	
	・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積ないように配慮している。	はい・いいえ
	・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
	(5) 「新しい生活様式」の実践例で示された「働き方の新しいスタイル」の取組状況について	
	・テレワークやローテーション勤務を取り入れている。	はい・いいえ
	・時差通勤でゆったりと取り入れている。	はい・いいえ
	・オフィスの人口密度を減らした「オフィスはひろびろと」を取り入れている。	はい・いいえ
	・会議はオンラインを取り入れている。	はい・いいえ
	・名刺交換はオンラインを取り入れている。	はい・いいえ
	・対面での打合せは換気とマスクを取り入れている。	はい・いいえ
	(6) 新型コロナウイルス感染症に対する情報の収集	
	・国、地方自治体や一般社団法人日本渡航医学会や公益社団法人日本産業衛生学会等の公益性の高い学会等ホームページ等を通じて最新の情報を収集している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
3	感染防止のための具体的な対策	
	(1) 基本的な対策	
	・①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の「3つの密」を同時に満たす行事等を行わないようにしている。	はい・いいえ
	・上記「3つの密」が重ならなくても、リスクを低減させるため、できる限り「ゼロ密」を目指している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
	(2) 換気の悪い密閉空間の改善	
	・職場の建物が機械換気(空調設備、機械換気設備)の場合、建築物衛生法の空気環境の基準が満たされている(ただし、温度は18℃以上に維持することが望ましいこと)。	はい・いいえ
	・職場の建物の窓が開く場合、「冬場における『換気の悪い密閉空間』を改善するための換気の方法」で推奨する方法により、居室の温度18℃以上かつ相対湿度40%以上を維持しつつ、窓を開けて適切に換気を行っている(HEPAフィルタ付き空気清浄機の適切な活用を含む)。	はい・いいえ
	・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
	(3) 多くの人が密集する場所の改善	
	・業務に応じて可能な範囲で出勤を抑制するように努めている。	はい・いいえ
	・電車やバス等での他人との密着を防ぐため、時差通勤、自転車通勤、自家用車通勤などの活用を図っている。	はい・いいえ
	・テレビ会議やウェブ会議の活用等により、人が集まる形での会議等をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
	・対面での会議やミーティング等を行う場合は、マスクの着用を原則とし、人と人の距離をできるだけ2m(最低1m)空け、可能な限り真正面を避けるようにしている。	はい・いいえ
	・接客業等について、人と人が近距離で対面することが避けられない場所は、労働者にマスクを着用させ、人と人の間にアクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽するようにしている。	はい・いいえ
・職場外(バスの移動等)でもマスクの着用や、換気、人との間隔を取る等、3つの密を回避するよう努めることとしている。	はい・いいえ	
・その他()	はい・いいえ	
(4) 接触感染の防止について		
・物品・機器等(例：電話、パソコン、デスク等)や治具・工具などについては、複数人での共用をできる限り回避している。共用する場合には使用前後の手洗いや手指消毒を徹底している。	はい・いいえ	
・自由に着席場所を選んで仕事を行うフリーアドレスを導入する場合には、使用前後の消毒、十分な座席間隔の確保、利用状況の記録等を実施することとしている。	はい・いいえ	
・事業所内で複数の労働者が触れることがある物品、機器、治具・工具等について、こまめにアルコール(容量%で60%以上)や界面活性剤や次亜塩素酸ナトリウム0.05%水溶液による清拭消毒を実践することとしている。	はい・いいえ	
※人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康障害のおそれがあることから推奨されていません。	はい・いいえ	
・その他()	はい・いいえ	

項	目	確認
4	(5) 近距離での会話や発声の抑制	はい・いいえ
	・職場では、同僚を含む他人と会話する際には、大きな声を出さずに距離をなるべく保てるようにしている。	はい・いいえ
	・外来者、顧客、取引先との対面での接触や会話をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
	・どうしてもマスクなしで1m以内で会話する必要がある場合は、15分以内に留めるようにしている。	はい・いいえ
	・粉じんや化学物質など、呼吸用保護マスクを装着する必要がある作業では、声で合図連絡する場合にはマスクを外さないように周知している。拡声器使用や伝声板付きのマスクの採用が望ましい。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
	(6) 共用トイレの清掃等について	はい・いいえ
	・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行うこととしている。	はい・いいえ
	・トイレの床や壁は次亜塩素酸ナトリウム0.1%水溶液で手袋を用いて清拭消毒する。	はい・いいえ
	・トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示している。(便器内は通常の清掃でよい)	はい・いいえ
	・ペーパータオルを設置するか、個人ごとにタオルを準備している。	はい・いいえ
	・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルを禁止している。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ	
4	(7) 休憩スペース等の利用について	はい・いいえ
	・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話を控え、長居しないようにしている。	はい・いいえ
	・休憩スペースは常時換気することに努めている。	はい・いいえ
	・休憩スペースの共有する物品(テーブル、イス、自販機ボタン等)は定期的に消毒をしている。	はい・いいえ
	・休憩スペースへの入退室の前後に手洗い又は手指の消毒をさせている。	はい・いいえ
	・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、座る席を制限している、マスクを外したままの談笑を控えるように注意喚起している、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている、などの工夫をしている。	はい・いいえ
	・社員食堂では感染防止のため、トンクやポットなどの共用を避けている。	はい・いいえ
	・喫煙所では同時に利用する人数に制限を設け、手指消毒後に十分渴いてから喫煙するよう指導し、会話をせず喫煙後は速やかに立ち退くことを、利用者に周知し、徹底している。	はい・いいえ
	・その他の共用の施設について、密閉、密集、密接とならないよう利用方法について検討している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
	(8) ゴミの廃棄について	はい・いいえ
	・鼻水、唾液などが付いたゴミ(飲用後の紙コップ、ピン、缶、ペットボトルなどを含む)は、ビニール袋に入れて密閉して廃棄することとしている。	はい・いいえ
・ゴミを回収する人は、マスク、手袋、保護メガネを着用することとし、作業後は必ず石けんと流水で手洗いをすることとしている。	はい・いいえ	
・その他()	はい・いいえ	
4	配慮が必要な労働者への対応等	はい・いいえ
	・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関への電話相談を求めている。	はい・いいえ
	・高齢者や基礎疾患(糖尿病、心不全、慢性呼吸器疾患、高血圧、がんなど)を有する者などの重症化リスク因子を持つ労働者及び妊娠している労働者に対しては、本人の申出及び産業医等の意見を踏まえ、感染予防のための就業上の配慮(テレワークや時差出勤等)を行っている。	はい・いいえ
	・特に妊娠中の女性労働者が、医師又は助産師からの指導内容について「母健連絡カード」等で申し出た場合、産業医等の意見も勘案の上、作業の制限又は出勤の制限(在宅勤務又は休業をいう。)の措置を行っている。	はい・いいえ
	・テレワークを行う場合は、業務とプライベートの切り分けに留意し、上司や同僚とのコミュニケーション方法を検討し、在宅勤務の特性も理解したうえで、運動不足や睡眠リズムの乱れやメンタルヘルスの問題が顕在化しやすいことを念頭において就業させている。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ	
5	新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者(以下「陽性者等」)が出た場合等の対応	はい・いいえ
	(1) 陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスの陽性者等であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	(2) 陽性者等が出た場合の対応	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署(担当者)を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署(担当者)の取扱範囲とプライバシー保護のルールを決め、全員に周知している。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。	はい・いいえ
	・職場の消毒等が必要になった場合の対応について事前に検討を行っている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
	(3) その他の対応	はい・いいえ
	・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」等を確認している。	はい・いいえ
・事業場内の診療・保健施設で体調不良者を受け入れる場合は、事業場内での感染拡大の原因となる可能性があることに留意し、医療従事者は標準予防策を遵守し、適切な感染予防体制(受診者のマスク着用、待合や動線を分ける、受診者が一定の距離を保てるよう配慮するなど)を実行している。	はい・いいえ	
・その他()	はい・いいえ	
6	熱中症の予防(※暑熱作業があるなど熱中症のリスクがある場合に確認してください。)	はい・いいえ
	・身体からの発熱を極力抑えるため、作業の身体負荷を減らすとともに、休憩を多くとることの重要性を周知している。	はい・いいえ
	・のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取するよう周知し、徹底を求めている。※マスクで口が覆われることにより、のどの渇きを感じにくくなる場合があります。	はい・いいえ
・屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保出来る場合で、大声を出す必要がないときには、マスクをはずすよう周知している。	はい・いいえ	

※ ご不明な点がございましたら、労働局又はお近くの労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

R2.12.1版

新型コロナウイルスの陽性者等が発生した場合における 衛生上の職場の対応ルール（例）

※ この対応ルール（例）は、職場に新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者が発生した場合の対応に当たって参考となるよう、企業の取組事例を取りまとめたものです。職場の実態に応じて、ご活用ください。

※ 職場の対応ルールを定めた場合には、事業場の掲示板等に掲示するとともに、メールや社内イントラネット等の複数の媒体で労働者に周知願います。

- 1 労働者が陽性者等であると判明した場合の事業者（社内担当者）への報告に関すること
 - (1) PCR検査等を実施することが決定した段階で、速やかに所属長に報告する。また、検査の結果が判明した際には、その結果を速やかに所属長に報告する（結果が陰性であった場合も含む）。
 - (2) 報告を受けた所属長は、事業場の人事担当部門（新型コロナウイルス対策本部や対応窓口が設置されている場合には当該部門）に報告する。
 - (3) 健康情報の取扱は、必要最小限の関係者に限るものとする。
 - ※ 健康情報取扱規程を定めている場合には、その取扱に準じて健康情報の取扱いを行う関係者を定めることとする。
- 2 労働者が陽性者等であると判明した場合の保健所との連携に関すること
労働者が陽性者等であると判明した場合には、濃厚接触者の自宅待機などの保健所の指示に従うとともに、保健所による積極的疫学調査が実施される場合に備え、事業場ごとに保健所との窓口となる担当者を決めておく。また、陽性者等の勤務状況や在籍する部署の座席表、フロアの見取図を準備しておく。
- 3 職場の消毒等が必要になった場合の対応に関すること
職場の消毒等については、保健所等より指示がある場合にはその指示に従い、特段の指示が無い場合には、以下の方法によって実施する。
 - (1) 消毒を行う場所
 - ① 陽性者等の執務室
パソコン、タブレット、電話、FAX、コピー機などの電子機器、陽性者等の椅子や机、キャビネット、ドアノブ、照明スイッチ、床面や壁など陽性者等が接触したと考えられる箇所
 - ② 食堂、ロッカールーム、トイレなどの共有スペース
食堂の椅子やテーブル、会議室の椅子やテーブル、ロッカールームのドアノブや照明スイッチ、階段の手すり、トイレの便座など陽性者等が接触したと考えられる箇所
 - (2) 使用する消毒液及び使用方法
陽性者等の周囲の高頻度接触部位などは、消毒用アルコール又は0.05%の次亜塩素酸ナトリウムによる清拭で高頻度接触面や物品等を消毒する。陽性者由来の液体（痰、血液、排泄物など）が付着した箇所の消毒については、消毒用エタノールや0.05～0.5%次亜塩素酸ナトリウムで清拭又は30分間浸漬する。
 - (3) 消毒時に使用する保護具
清掃、消毒を行う者は、手袋、マスク、ゴーグル等の眼を保護するものなどの保護具を着用する。清拭には使い捨てのペーパータオルなどを用いる。また、手袋は滅菌したもので無くても差し支えないが、頑丈で水を通さない材質のものを用いる。
 - (4) 消毒後の手指の衛生
消毒の実施後は、手袋を外した後に流水・石鹸による手洗い、手指消毒用アルコール等による手指の衛生を必ず行う。